

平成29年度包括外部監査 指摘事項に対する対応方針について

監査テーマ

「公の施設等の管理運営について」

1. 一覧表の見方

- ・ 監査人からの報告書の各頁対象内容の指摘事項（結果・意見に分別）に対し、該当の所管部課が「対応方針」と「対応方針に対する課題」（必要項目のみ）を表記しました。
- ・ 平成30年5月1日現在の状況を表しています。

2. 指摘事項の項目数 … 127

- ・ 結果 … 28
（一連の事務手続の中で、法令、規則、条例等に違反している場合、あるいは違反ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項）
- ・ 意見 … 99
（一連の事務手続の中で、組織及び運営の面で合理化に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項、あるいは法令等違反ではないが改善が望まれる事項）

3. 該当所属とその項目数（項目によっては複数の所属あり）

部局名	所属名	項目数
総務部	人事課	1
	財政課	12
	管財課	2
健康福祉部	長寿福祉課	3
こども政策部	子育て政策課	1
産業経済部	商工労政課	14
	観光企画推進課	5
	農業振興課	13
	林業振興課	4
建設部	建設管理課	24
会計管理組織	会計課	1
教育委員会事務局	社会教育課	15
	文化スポーツ振興課	28
	歴史文化財課	13

4. 指摘事項と対応方針

- (1) 是正措置を行ったもの、今後行うもの … 82件
- (2) 是正に向けて検討を行うもの（項目に網掛け） … 45件
- (3) 主な指摘事項と対応方針

①施設管理について

[指摘内容]

「施設の最適化方針」では「長寿命化の推進」を掲げられているが、全ての施設を一斉に修繕・改修等を行うことは困難である。各施設の実際の状況を把握した上で優先度をつけて予算を措置し、維持管理を計画的に行われたい。

[対応方針]

施設の維持管理については、可能な限り予防保全できるよう、優先順位を決め、予算の範囲内において実行していく。

現在、施設の最適化方針に基づき、長寿命化計画としての行動計画（アクションプラン）を平成32年度までに策定するべく、全庁的に取組んでおり、財政状況も考慮した計画としていく。

②使用料について

[指摘内容]

市の施設使用料の設定方法は、算定方法や改訂時期など統一的な基準はなく、合併前の料金を引き継いでいるケースが多い。一部合併後に使用料を統一した施設もあるが、市全体としての統一された基準は現在のところない。また、受益の度合いに応じた費用負担を受益者に求めるべきであり、受益者負担の原則を明らかにした上で、使用料設定の基本方針を策定されたい。

[対応方針]

使用料を受益者負担の原則に基づいた適正な額に見直すための基本方針を平成30年度末までに策定し、使用料設定の根拠を示す。

③指定管理者の選定方法について

[指摘内容]

市では「指定管理者制度導入に係る基本方針」で原則公募により指定管理者を決定することになっているが、70施設中、公募により決定した施設は17.1%（全国平均46.5%）と基本方針の趣旨を考えれば低位である。現在の市の決定方法は違法ではないが、最も効率的な選択がなされたとは言い難い状況であるため、非公募にする理由を再検討するとともに、公募を行う努力をすべきである。

[対応方針]

指定管理者の募集方法については、「甲賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を遵守して運用しているところであるが、公募施設の割合は低い状況である。

人口減少や高齢化率の上昇等により、今後ますます公共施設の需要の変化等に対処していく必要があり、事業者の斬新なアイデアが必要となる。

したがって、様々な事業者に参加いただけるよう公募の割合を増やしていく。

④指定管理者制度の管理運営状況の監督について

[指摘内容]

指定管理者は、管理運営基準書に基づいて業務を実施する必要があり、市は基準書どおりに業務が行われたことをモニタリングし、必要に応じて指導監督すべきであるが、利用時間・休館日、備品等保守管理業務、警備業務、自主事業、利用料金の承認などにおいて基準書に反する運営がなされているケースがあった。基準書は、指定管理業務を行う基礎となるべきものであり、基準書どおりに運営されていることを監督されたい。

[対応方針]

指定管理者の業務実施状況を把握する必要があるが、モニタリングそのものが十分に実施できていない。

平成30年度中にマニュアルを作成し、適切にモニタリングを実施し、指定管理者に対して必要な指導監督を行う。